

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の見直し（案）に対する意見の内訳

意見分類		対応方針	件数
			47
①紙類			2
印刷用紙	未利用非木材パルプ配合率について、総合評価指標の項目として追加していただきたい。 配慮事項に、「未利用非木材パルプ配合率が高いものであること」を追記していただきたい。	LCA評価において一部環境優位性があるとの報告があるものの、化石燃料の増大など他の項目にトレードオフが確認されている文献もあり、また、非木材パルプについてはリサイクル適性等に関し、定まった評価がないことから、現段階においては、指標項目として採用することは適切ではないと考えます。	1 1
②オフィス家具等			7
共通	保守部品または消耗品は、「当該製品の製造終了後5年間は供給のため保有すること」と修正すべき。	原文の「当該製品の製造終了後5年以上」とは、保守部品又は消耗品を製品の製造終了後、少なくとも5年間は供給することを求めているものです。 このため、保守部品又は消耗品を製品の製造終了後、最低5年間供給可能であれば、本項の判断の基準を満たすことになることから、原文のとおりとします。	1
	保守部品又は消耗品は、具体的にどのような部品を示すのか、部品、部材を列記すべき。また、供給期間を5年とした根拠を示すべき。	保守部品又は消耗品とは、使用することにより、劣化・磨耗等が起こり、交換が必要になる部品・部材を指しています。 また、供給期間の5年については、業界団体と協議の上、事業者の現状を踏まえ、決定いたしました。	3
	JIS S1031、JIS S1032、JIS S1033には、「使用する材料はF☆☆☆以下のものとする」と記載されているものの、「製品としてF☆☆☆であること」とは、記載されていないが、備考6アは、各JIS規格を満たしていれば、「放散速度が0.02mg/m ³ 以下である」と解釈してよいのか。	ご意見のとおりです。	1
	粉体塗料は溶剤を使用しないため、文章として不適切でないか。また、「粉体塗料等」の「等」がどの塗料を指すか具体的にすべき。対象になるJIS S 1033規格では、溶剤塗装を制限するような文言は記載されていないため、粉体塗装のみとするのであれば、限定とする根拠を明確にすべき。	有機溶剤を使用していない又はごく少量含有している塗料として、粉体塗料の他に水性塗料を想定しています。具体化すべきとご意見の趣旨を踏まえ、修正いたします。 また、有機溶剤を使用する塗料の場合にあっても、可能な限り低VOCの塗料の使用を推奨しています。	1
その他	判断基準の解釈や品目の具体的な明示がないため、判断に苦慮するケースが多々ある。「文具類」「オフィス家具等」のように、業界団体に手引きを作成していただくよう働きかけをして頂きたい。または、基本方針の判断基準の中に、具体的な品目を明示して頂きたい。	業界団体や事業者に対し、引き続き情報提供への取組の推進を要請するとともに、調達者をはじめ、消費者の理解促進を図るため、一層の普及啓発に努めてまいります。	1

意見分類		対応方針	件数
③OA機器			2
インクカートリッジ	<p>使用済インクカートリッジの回収システムについて、回収に関する目標値の設定、回収システムならびに再生利用システムについてはCSRとしてWEB等で公開されていることを追加していただきたい。</p> <p>また、再生利用できない部分については、焼却方法、マテリアルリサイクルの再活用などへの取組をCSRとしてWEB等で公開されていることと、していただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、事業者が自ら目標値を設定し、回収システム等の内容をCSR/環境報告書等で公表することは、重要と考え、今般の改正案において、配慮事項①の「各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること」を新たに追加したところです。</p> <p>なお、CSRについては、事業者の環境配慮への取組として重要であることから、引き続き、その促進を図ります。</p>	1
	<p>備考10ア①に記載の「一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い。」という文章を削除いただきたい。この文面は、プリンタメーカーの考えであり、リサイクルインクカートリッジメーカーとしては製品保証、サポート体制を有している。</p>	<p>今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。</p>	1
④照明			1
LED照明器具	<p>従来の蛍光ランプで使用されている口金から給電されるLEDランプを装着する照明器具を対象外とする理由、期間が曖昧であるため、「当面の間」を「国際電気標準会議（IEC）の規格が決まるまで」に変更することを提案する。</p>	<p>従来の蛍光ランプと同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金から給電する構造を持つLED照明器具は、誤装着による安全性の懸念、不具合等の可能性を否定できないこと、JIS等の規格がないこと等から、現段階においては対象外としています（現行の基本方針においても対象外としています）。</p> <p>なお、ご指摘の内容については、重点改善品目として有識者、業界団体等の関係者により検討を実施した昨年度の分科会における今後の課題に示されたとおり、JIS規格等の整備状況にあわせ、今後適宜見直しを図るものとされていることから、原文のとおりとします。</p>	1
⑤制服・作業服			2
制服 作業服	<p>「環境負荷低減効果を確認されたもの」要件の適合対象は合成原料であり、「植物を原料とする非生分解性の未使用プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものから得られる合成繊維が」へ変更すべき。</p>	<p>生分解性・非生分解性を問わず、植物を原料とする樹脂から製造・加工された合成繊維については、製造・加工段階を含めたライフサイクル全般にわたる環境負荷低減効果が確認されることが判断の基準を満たす要件となっています。これまでの繊維製品に係る判断の基準と同様であることから、原文のとおりとします。</p>	2
⑥インテリア寝装寝具			4
カーテン 布製ブラインド ニードルパンチカーペット マットレス	<p>「環境負荷低減効果を確認されたもの」要件の適合対象は合成原料であり、「植物を原料とする非生分解性の未使用プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものから得られる合成繊維が」へ変更すべき。</p>	<p>生分解性・非生分解性を問わず、植物を原料とする樹脂から製造・加工された合成繊維については、製造・加工段階を含めたライフサイクル全般にわたる環境負荷低減効果が確認されることが判断の基準を満たす要件となっています。これまでの繊維製品に係る判断の基準と同様であることから、原文のとおりとします。</p>	4

意見分類		対応方針	件数
⑦災害備蓄用品			4
食料（7品目）	賞味期間の長さは災害がないことを前提としていると感じる。災害用であれば、賞味期間基準に優先して、飲み水やお湯が不足していても食べやすい食品、あるいは配慮していることを基準とすべき。	保存期限の延長を図ることにより、資源の有効利用や製造段階におけるエネルギー使用量の削減、廃棄物の発生抑制等の環境負荷低減が図られることから、賞味期限が通常の製品と比較して長いことを判断の基準として設定したものです。災害備蓄用品は、通常の勤務中に災害が発生した場合を想定し、職員が災害発生初期から3日程度の期間に必要な備蓄を前提に判断の基準等の検討を実施しており、ご指摘の内容を賞味期限に優先して設定することは適切とは考えられないことから、原文のとおりとします。 なお、水やお湯が不足していても食べられる食料も特定調達品目となっています。	1
食料（7品目）	配慮事項の「回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること」について、食品は賞味期間内であれば、平常時でも「おいしく食べることができる」はずであり、回収や再生利用を前提とすることは、資源の少ない日本では特になじまないのではないか。食品は賞味期間内に全量を食べること、容器は回収・再生利用できるものと修正案を提案する。	ご指摘のように、回収や再生利用を前提に配慮事項を設定しているものではありません。ただし、備蓄した食料が食べられることなく、賞味期限切れとなった場合は、適切に回収・再生利用する仕組みがあることが望ましいことから、配慮事項として設定しているものです。	1
缶詰 レトルト食品等	当該品目の判断の基準は、「賞味期限が3年以上であること」とし、製品及び梱包用外箱への表示については配慮事項とするよう改正することが適当である。 賞味期限がより長い食品を環境負荷が低いとしている点について、その科学的根拠を明示すべき。また、当該品目の安全・品質面がどのように担保されると考えているのか、市場状況をどう捉えているのかを明示すべき。	ご指摘の内容については、本年度設置した災害備蓄用品専門委員会における検討の結果、専門委員会としての結論を得ることができず、その判断を第2回特定調達品目検討会に委ねたところです。検討会における議論の結果、調達に当たり、現行の判断の基準で特段の不都合がないことから、現行の判断の基準が適当であるとの判断に至りました。	2
⑧役務			22
食堂	「再使用のための容器包装の返却・回収」について、配慮事項に追記されたことは、リユースを促進する意味で大きな前進と高く評価する。	—	10
小売業務	「再使用のための容器包装の返却・回収」について、配慮事項に追記されたことは、リユースを促進する意味で大きな前進と高く評価する。	—	10

意見分類		対応方針	件数
植栽管理	グリーン購入法の特定調達品目・役務にある「植栽管理」は、出来るだけ農薬を使用せず、IPMなどで、植栽管理を実施することを判断基準としており、人や環境への農薬の被害防止に役立つと考えられる。更なる普及のため、役務「植栽管理」の実施を示すマークを策定し、該当する施設や場所に表示することにより、農薬使用削減による環境保全を推進するよう努められたい。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	「植栽管理」を実施している施設や団体等の中で、有機・無農薬による管理実施しているものに対して、優良事例として表彰することにより、農薬使用の一層の使用削減をめざすことが望まれる。		1
⑨その他			3
分野全般（配慮事項）	梱包の簡素化やリサイクル利用可能化は、輸送時の振動衝撃や梱包している中身の品質保持を考えると一律に規定すべきではない。	基本方針に掲げられているとおり、「判断の基準は環境負荷低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される一般的な事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である」とされており、ご指摘の「輸送時の振動衝撃に耐えることや梱包している中身の品質保持」は当然確保されることが前提となります。	1
	JIS Z0108（包装一用語）によれば「こん（梱）包」の定義は「輸送を目的とした木製容器、鋼製容器、段ボール製容器などによる包装」のため、「製品の包装又は梱包は」は「製品の包装は」で十分である。	ご指摘のとおり、「包装」に「梱包」が含まれますが、一方では、例えば物流のための貨物包装を特に「梱包」とする場合もあり、配慮事項の内容を、より明確化する観点から、原文のとおりとします。	1
新規提案	製品本来の機能、品質を持ち、なおかつ、既に発生した大気汚染物質（NOx、粒子状物質）を除去することにより環境改善に貢献できる製品を対象として追加すべき。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1